

民事訴訟制度の概要

1. 民事訴訟手続の流れ（概要）

2. 民事訴訟事件の概況

3. 司法委員制度の概要

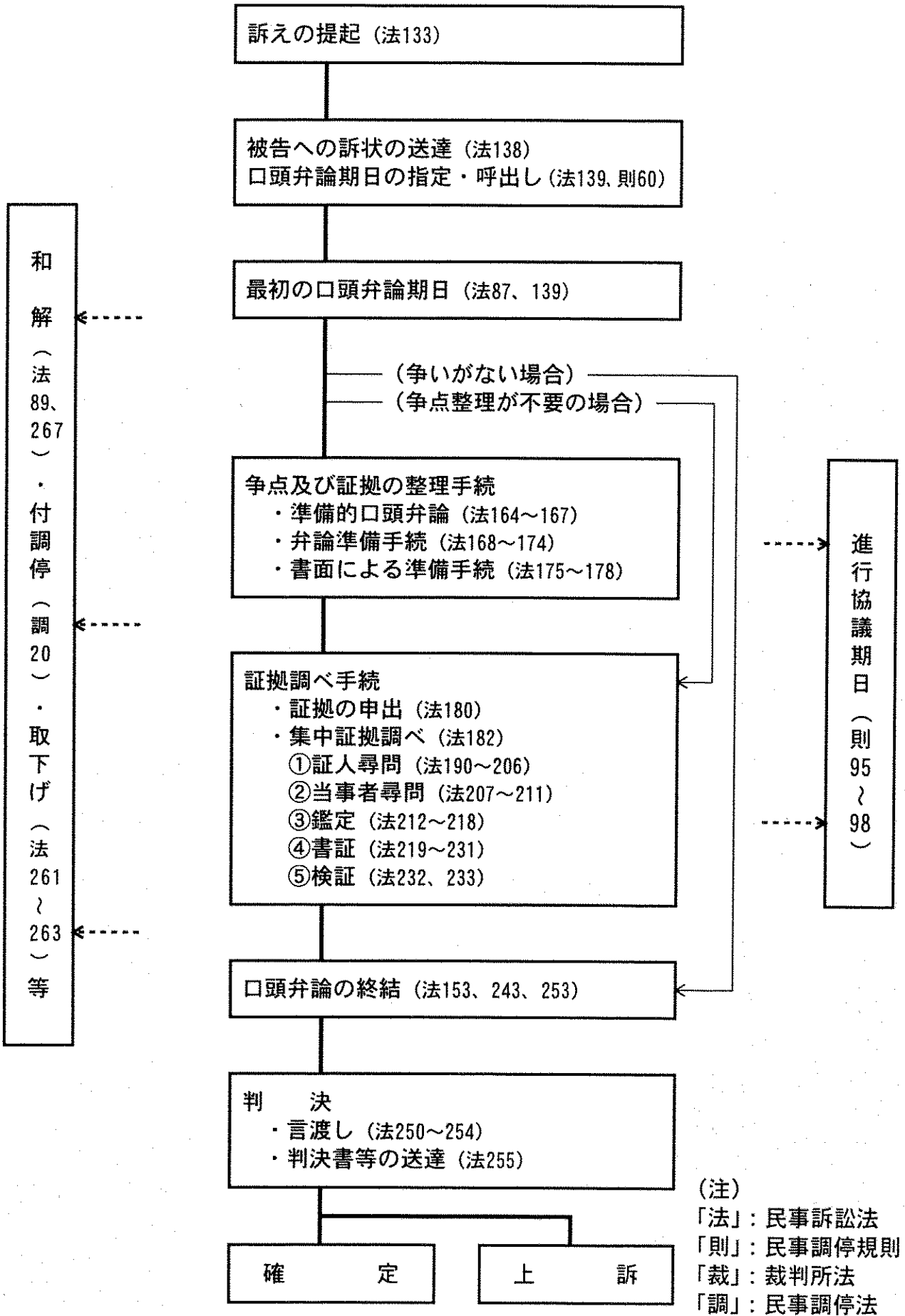
4. 専門委員制度の概要について

（参 考）

- ・ 訴訟手続への外部の人材の関与について
- ・ 労働委員会制度の概要

〔労働検討会における中央労働委員会ヒアリング資料（抄）〔再配布〕〕

民事訴訟手続の流れ（概要）



民事訴訟事件の概況

1－平成13年度民事事件の概況（最高裁判所事務総局民事局・法曹時報54巻11号）

2－平成13年度労働関係民事・行政事件の概況（上）（最高裁判所事務総局行政局・法曹時報54巻8号）

3－労働検討会における裁判所ヒアリング資料〔再配布〕

平成一三年度民事事件の概況

最高裁判所事務総局民事局

第一	概説	第三	訴訟事件の処理状況
第二	最高裁判所の事件	第四	地方裁判所の事件
一一	新受事件の内訳	一一	新受事件の内訳
一二	上告等の割合	一二	控訴提起率
一三	訴訟事件の処理状況	一三	訴訟事件の処理状況
第二	高等裁判所の事件	第五	簡易裁判所の事件
一一	新受事件の内訳	一一	新受事件の内訳
一二	上訴の割合	一二	訴訟事件の処理状況

第一 概説

最近一〇年間の民事・行政事件の動きは、付表のとおりである。

新受事件の動きをみると、最高裁判所では、平成四年以降増加を続け、平成九年に一度減少したものの、平成一〇年に再び増加に転じた以降は増加を続けている。

高等裁判所では、平成四年以降増加を続け、平成一三年は前年比〇・九％の増加を示した。

地方裁判所では、平成四年以降増加を続け、平成七年、八年と減少したものの、平成九年に再び増加に転じた以降平成一

二年までは増加を続けていたが、平成一三年は前年比一・四％の減少を示した。

簡易裁判所では、平成四年以降増加を続けていたが、平成一一年、一二年と減少したものの、平成一三年は再び増加に転じ、前年比三・五％の増加を示した。

地方裁判所及び簡易裁判所における民事・行政第一審訴訟事件の新受件数及び分担割合の動向は、第1表のとおりである。簡易裁判所の分担割合は、平成四年から平成一〇年まで年々増加し続け、平成一一年、一二年には前年比に比べ減少したものの、平成一三年は最近一〇年間で最高の分担割合六五・六％という割合となった。

第二 最高裁判所の事件

一 新受事件の内訳

1 事件の種類別の内訳

平成一三年の新受事件の種類別による内訳は、第2表のとおりである。

主な事件の新受事件総数中に占める割合は、上告事件が全体の三五・六％（うち通常訴訟事件二九・九％、行政訴訟事件五・七％）を、上告受理事件が三五・九％（うち通常訴訟事件三〇・三％、行政訴訟事件五・六％）を占め、以下特別抗告事件一七・九％、再審事件三・一％（うち再審訴訟事件〇・五％、再審抗告事件二・六％）、許可抗告事件〇・五％などとなっている。

新受事件総数は前年に比べて減少しているが、これを種類別にみると、前年と比較して減少したのものには、許可抗告事件

第1表 民事・行政第一審訴訟事件の新受件数及び地・簡易裁判所分担割合

区分 年	地		簡	
	件数	百分比	件数	百分比
平成4年	138,286	44.9	169,464	55.1
5年	152,268	40.0	228,840	60.0
6年	155,281	38.8	245,189	61.2
7年	153,034	38.4	245,749	61.6
8年	150,793	36.1	267,315	63.9
9年	153,798	35.7	276,784	64.3
10年	161,775	34.5	306,884	65.5
11年	160,975	34.7	303,479	65.3
12年	164,072	35.5	298,053	64.5
13年	160,888	34.4	306,310	65.6

(注) 1 地裁事件の範囲は、第一審の通常訴訟、人事訴訟、手形・小切手訴訟、行政訴訟である。
2 簡易裁判所の範囲は、通常訴訟及び手形・小切手訴訟である。

第2表 最高裁判所民事・行政事件の種類別内訳(平成13年)

事件の種類	区分		新受	既済	未済
	数	割合			
総計	6,447	6.217	2,470		
特別上告	30	33	2		
うち少額異議	7	8	0		
上告	通常訴訟		34		
	行政訴訟		664		
上告受理	通常訴訟		34		
	行政訴訟		259		
再審	通常訴訟		807		
	行政訴訟		(16)		
特別抗告	通常訴訟		344		
	行政訴訟		(6)		
許可抗告	訴訟		8		
	抗告		59		
雑	特別抗告		102		
	許可抗告		6		
雑			151		

(注) 1 上告欄の上段は、旧法事件の外数である。
2 上告受理欄既済・未済の下段()数字は、受理決定のあった事件数で内数であり、新受欄の下段()数字は、当年中に受理決定のあった事件数である。

(二五件、四二・四％減)、雑事件(一九八件、三三・一％減)、上告事件(九四件、三・九％減)、特別上告事件(二件、三・二％減)があり、増加したのものには、再審抗告事件(三〇件、二・九％増)、上告受理事件(二〇八件、九・九％増)、特別抗告事件(五一件、四・六％増)がある。

なお、再審訴訟事件は、前年と同数となっている。

2 訴えの目的別内訳

上告普通訴訟事件(上告、上告受理及び特別上告の各事件を含む)における訴えの目的別による内訳は、金銭を目的とするもの五四・九％、建物を目的とするもの五・六％、土地を目的とするもの二〇・六％、人事を目的とするもの五・七％などとなっており、第一審及び控訴普通訴訟事件と比べ金銭を目的とするものの割合が低く、土地を目的とするものの割合が

高くなっている。

二 上告等の割合

平成一三年の最高裁判所への上告等の割合は、高等裁判所の控訴審通常訴訟事件判決数に対する上告提起事件新受件数の割合が二五・三％、高等裁判所の第一審行政訴訟事件判決数に対する最高裁判所の上告事件新受件数の割合が一七・三％、高等裁判所の控訴審行政訴訟事件判決数に対する最高裁判所の上告事件新受件数の割合が四八・八％、高等裁判所の控訴審通常訴訟事件判決数に対する上告受理申立て事件新受件数の割合が二二・七％、高等裁判所の第一審行政訴訟事件判決数に対する最高裁判所の上告受理新受件数の割合が二二・一％、高等裁判所の控訴審行政訴訟事件判決数に対する最高裁判所の上告受理新受件数の割合が四五・九％となっている。

三 訴訟事件の処理状況

1 既済事由の内訳

上告審通常・行政訴訟事件（上告、上告受理及び特別上告の各事件をい、上告審に直接上告状を提出したものを含まない。以下同じ。）の既済事由の内訳は、判決によるもの二・七％、決定によるもの九四・〇％、取下げによるもの一・七％、和解によるもの〇・三％となっている。

判決の内訳は、上告棄却六二・七％、原判決破棄二七・三％となっている。

2 既済事件の審理期間

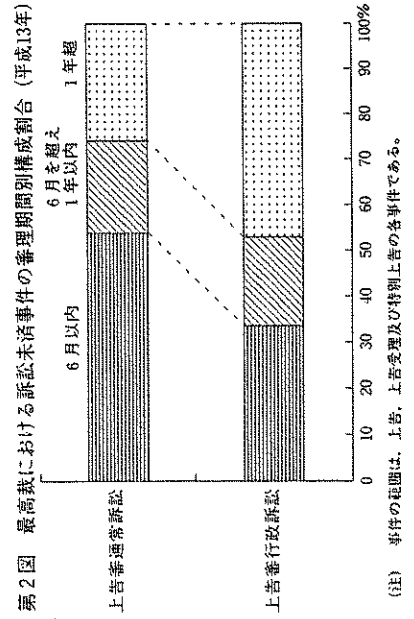
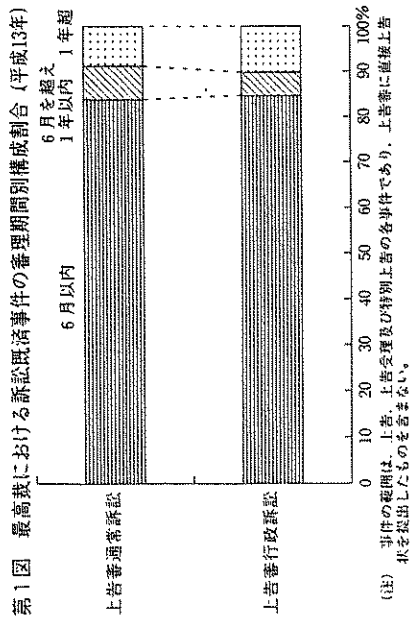
平成一三年中の既済事件についてみると、上告審通常訴訟事件では、最高裁判所に係属後六月以内に処理されたもの八三・二％、六月を超え一年以内に処理されたもの七・九％、一年を超えて処理されたもの八・九％となっており、上告審行政訴訟事件では、最高裁判所に係属後六月以内に処理されたもの八四・二％、六月を超え一年以内に処理されたもの五・九％、一年を超えて処理されたもの九・九％となっている（第1図参照）。

平成一三年中の既済事件の平均審理期間は、上告審通常訴訟事件では四・九月、上告審行政訴訟事件では六・〇月となっ

ている。

3 未済事件の審理期間

平成一三年末の未済事件についてみると、上告審通常訴訟事件では、最高裁判所に係属後六月以内のもの五三・六％、六月を超え一年以内のもの二〇・五％、一年を超えるもの二五・九％となっており、上告審行政訴訟事件では、最高裁判所に



係属後六月以内のもの三三・〇%、六月を超え一年以内のもの一九・三%、一年を超えるもの四七・七%となっている(第2図参照)。

第三 高等裁判所の事件

一 新受事件の内訳

1 平成一三年の新受事件の種類別による内訳は、第3表のとおりである。

主な事件の新受事件総数中に占める割合は、控訴事件が四五・八% (通常訴訟事件四四・二%、行政訴訟事件一・六%) と最

第3表 高等裁判所民事・行政事件の種類別内訳(平成13年)

事件の種類	区分			未済
	新	既	済	
総数	37,363	37,247	13,885	
第一審行政訴訟	615	515	635	
控訴	通常訴訟	16,504	16,597	8,830
	行政訴訟	604	664	406
上告	227	244	103	
再審	訴訟	320	296	401
	抗告	88	80	101
上告提起	2,853	2,873	604	
特別上告提起	41	36	9	
抗告	5,514	5,493	1,199	
特別抗告提起	1,941	1,867	319	
上告受理申立て	2,686	2,674	576	
許可抗告申立て	800	785	94	
人身保護	25	25	2	
雑	5,139	5,088	600	
調停	6	10	2	

(注) 民事・行政事件の総数のうち未済欄の数値には、東京高等裁判所管轄の「独占禁止法25条による訴訟事件」を含む。

も多く、以下抗告事件一四・八%、上告提起事件(特別上告提起事件を含む)七・七%、上告受理申立て事件七・二%、第一審行政訴訟事件一・六%、再審事件一・一%(うち再審訴訟事件〇・九%、再審抗告事件〇・二%) などとなっている。

平成一二年に比べ新受事件総数は八八件(〇・二%)増加した。これを種類別にみると、前年と比較して増加したものには、人身保護事件(九件、五六・三%増)、再審抗告事件(二八件、二五・七%増)、許可抗告申立て事件(二五五件、二四・〇%増)、第一審行政訴訟事件(八八件、一六・七%増)、上告受理申立て事件(一八五件、七・四%増)、特別抗告提起事件(九九件、五・四%増)、控訴審通常訴訟事件(二七件、〇・七%増)、再審訴訟事件(二件、〇・六%増)があり、減少したものには、調停事件(四件、四〇・〇%減)、控訴審行政訴訟事件(九九件、一四・一%減)、上告事件(二七件、七・〇%減)、特別上告提起事件(三件、六・八%減)、雑事件(二五〇件、二・八%減)、上告提起事件(七〇件、二・四%減)がある。

平成一〇年一月に施行された民事訴訟法において新設された許可抗告申立て事件及び上告受理申立て事件は、平成一一年同一二年に引き続き、平成一三年もいずれも増加した。

2 訴えの目的別内訳

控訴審通常訴訟事件における訴えの目的別による内訳は、金銭を目的とするもの六四・四%、建物を目的とするもの七・二%、土地を目的とするもの二二・九%、人事を目的とするもの七・二%となっている。

二 上訴の割合

1 控訴提起率

平成一三年の高等裁判所への控訴提起率(当該年の地方裁判所の第一審通常・行政訴訟事件判決数に対する地方裁判所の通常・行政控訴提起事件の新受件数の割合をいう)は、通常訴訟事件では二〇・九%、行政訴訟事件では六〇・四%、平均で二一・四%となっている。

通常訴訟事件の控訴提起率(平成九年以前は控訴率。以下同じ)については、平成三年から平成九年までは二〇%台の前半で推移し、平成一〇年以降は一〇%台となっていたものの、平成一三年は再び二〇%台となっている。行政訴訟事件の控訴

第4表 高裁の訴訟既済事件における弁護士の利用状況 (平成13年)

区 分	弁護士を代理人に選任した訴訟 (単位: %)				
	双方とも	一 方 の み			計
		原 告 (控訴人) (上告人)	被 告 (被控訴人) (被上告人)	小 計	
控訴審通常訴訟	75.6	5.5	13.0	18.5	94.2
上告審通常訴訟	12.0	18.2	20.7	38.8	50.8
第一審行政訴訟	27.0	44.3	4.5	48.7	75.7
控訴審行政訴訟	39.2	19.4	18.7	38.1	77.3
平 均	72.0	7.3	13.1	20.4	92.4
					5.8
					49.2
					24.3
					22.7
					7.6

第5表 高裁における証拠調べの状況 (平成13年)

区 分	既済事件100件当たりの平均数		
	尋問証人数 (人)	尋問本人数 (人)	検証があった事件 (件)
控訴審通常訴訟	10.0	9.7	0.9
第一審行政訴訟	1.7	0.8	0.0
控訴審行政訴訟	13.7	3.2	0.5
			0.2
			0.2
			0.5

件 (以下「双方本人訴訟」という) の割合は、七・六%となっている。

3 証拠調べの状況

平成一三年の各種訴訟事件の証拠調べの状況は、第5表のとおりである。

4 既済事件の審理期間

平成一三年中の既済事件についてみると、控訴審通常訴訟事件では、高等裁判所に係属後六月以内に処理されたもの五九・八%、六月を超え一年以内に処理されたもの二六・二%、一年を超えて処理されたもの一三・九%となっており、上告審通常訴訟事件では、高等裁判所に係属後六月以内に処理されたもの六五・七%、六月を超え一年以内に処理されたもの二一・一%、一年を超えて処理されたもの一三・二%となっている(第3図参照)。また、第一審行政訴訟事件では、高等裁判所に係属後六月以内に処理されたもの二六・六%、六月を超え一年以内に処理されたもの三六・九%、一年を超えて処理されたもの三六・五

提起率については、平成四年以降五〇%以上の高率で推移しており、この傾向は平成一三年についても変化はない。

2 上告提起率

平成一三年の高等裁判所への上告提起率(当該年の地方裁判所の控訴審判決に対する上告提起事件の新受件数の割合をいう)は、二六・二%となっている。

最近一〇年間の上告提起率(平成九年以前は上告率)をみると、平成七年まで二〇%台で推移していたが、平成八年以降一〇%台となっている。

三 訴訟事件の処理状況

1 既済事由の内訳

控訴事件の既済事由の内訳は、通常訴訟事件では、判決によるもの五八・八%、和解によるもの三一・九%、取下げによるもの七・三%などとなっており、行政訴訟事件では、判決によるもの九一・三%、取下げによるもの四・四%、命令によるもの一・二%などとなっている。

判決の内訳は、通常訴訟事件では、控訴棄却が七四・〇%を占め、以下原判決取消し二五・〇%、控訴却下(民事訴訟法一九〇条によるものを含む)〇・三%などとなっており、行政訴訟事件では、控訴棄却七九・五%、原判決取消し二〇・〇%、控訴却下(同法一九〇条によるものを含む)〇・五%などとなっている。

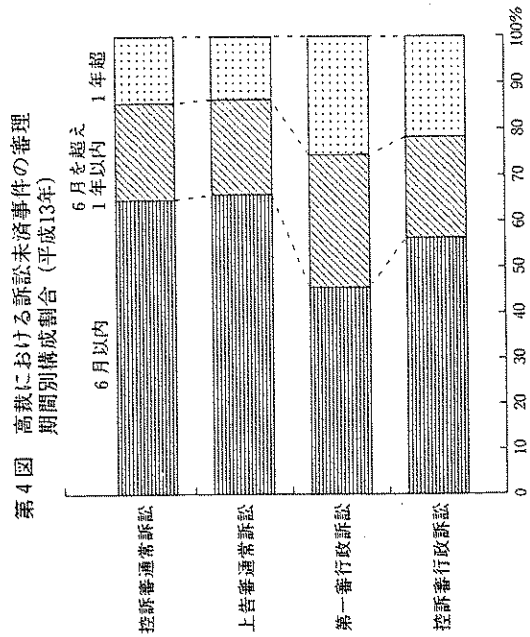
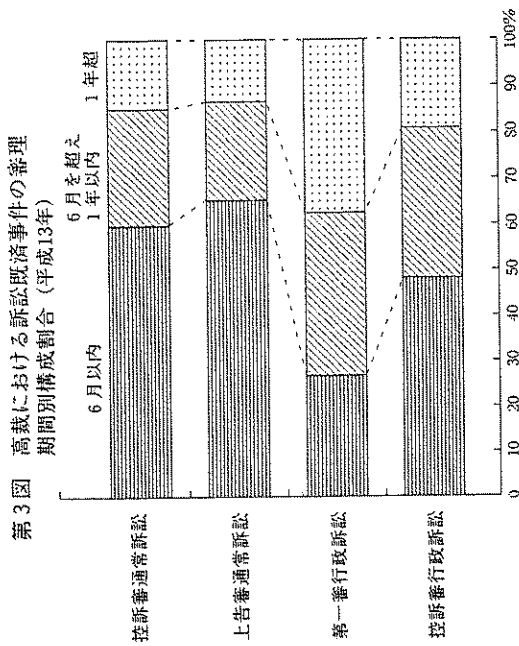
上告審通常訴訟の既済事由の内訳をみると、判決によるもの九五・九%、取下げによるもの一・二%、和解によるもの〇・八%などとなっている。

判決の内訳は、上告棄却九六・一%、原判決破棄三・九%などとなっており、判決による上告却下により終局した事件はない。

2 弁護士の利用状況は、第4表のとおりであり、当事者双方が弁護士を代理人に選任した事件(以下「双方弁護士訴訟」という)の割合は、全訴訟事件平均で七二・〇%となっている。また、当事者双方とも弁護士を代理人に選任しなかった事

%となっており、控訴審行政訴訟事件では、高等裁判所に係属後六月以内に処理されたもの四八・六%、六月を超え一年以内に処理されたもの三二・一%、一年を超えて処理されたもの一九・三%となっている(第3図参照)。

平成一三年中の既済事件の平均審理期間は、控訴審通常訴訟事件では七・九月、上告審通常訴訟事件では七・〇月、第一審行政訴訟事件では二・三月、控訴審行政訴訟事件では九・六月となっている。



平成一二年と比較すると、控訴審通常訴訟事件については〇・五月短縮されたもの、上告審通常訴訟事件で一・三月、第一審行政訴訟事件で〇・七月、控訴審行政訴訟事件で〇・七月、それぞれ延びている。

5 未済事件の審理期間

平成一三年末の未済事件の審理期間をみると、控訴審通常訴訟事件では、高等裁判所に係属後六月以内のもの六五・一%、六月を超え一年以内のもの二〇・九%、一年を超えるもの一四・〇%となっており、上告審通常訴訟事件では、高等裁判所に係属後六月以内のもの六六・〇%、六月を超え一年以内のもの二〇・四%、一年を超えるもの一三・六%となっている(第4図参照)。また、第一審行政訴訟事件では、高等裁判所に係属後六月以内のもの四六・〇%、六月を超え一年以内のもの二八・三%、一年を超えるもの二五・七%となっており、控訴審行政訴訟事件では、高等裁判所に係属後六月以内のもの五六・九%、六月を超え一年以内のもの二二・七%、一年を超えるもの二一・四%となっている(第4図参照)。

第四 地方裁判所の事件

一 新受事件の内訳

1 事件の種類別内訳

平成一三年の新受事件の種類別による内訳は、第6表のとおりである。

主な事件の新受事件総数中に占める割合は、破産事件一四・二%、強制執行事件一四・一%、第一審通常訴訟事件一三・一%、配当等手続事件九・六%、担保権の実行としての競売事件六・二%、過料事件四・九%、保全命令事件二・七%などとなっている。

地方裁判所の民事・行政第一審訴訟事件における事件の種類別の割合は、通常訴訟事件が九六・七%、手形・小切手訴訟事件が二・四%、行政訴訟事件が〇・九%となっている。

平成一二年と比べ新受事件総数は二〇、六五四件(二・八%)増加した。これを種類別にみると、前年と比較して増加した

第6表 地方裁判所民事・行政事件の種類別内訳(平成13年)

事件の種類	区分		新受	既済	未済
	数	割合			
総	1,182,152	1,183,843	600,466		
第一審	155,541	157,451	98,322		
行政訴訟	1,484	1,415	2,168		
手形・小切手訴訟	3,863	4,157	872		
控訴審通常訴訟	3,099	3,051	1,100		
控訴審提起	17,245	17,131	1,577		
飛躍上告受理申立て					89
飛躍上告提起					89
再審	163	159	21		
訴訟抗告	45	52	84		
抗告	350	313	998		
抗告提起	6,172	6,127	42		
民事非訟	615	629	59		
会社監理	2	13	500		
特別清算	335	380	398		
その他	8,720	8,742	358		
借地非訟	380	475	18		
配偶者暴力に関する保護命令	171	153	1,976		
保全命令	31,646	31,511	39,767		
配当等手続	113,570	115,585	7,163		
強制執行	9,686	10,948	163,658		
債権	157,009	156,093	78,608		
担保権の実行としての債権	65,098	76,533	17,095		
破産	8,566	8,572	54,576		
破産債権	168,811	168,571	2		
和解	0	11	1,389		
再生	1,110	295	1,212		
小規模個人再生	1,732	520	3,059		
給与所得者等再生	4,478	1,419	215		
会社更生	47	63	5		
船舶所有者等責任制限	3	4	0		
油濁損害賠償責任制限	0	0	11,280		
過料	57,589	58,602	207		
共同	1,948	1,908	12		
人身保護	134	143	112,056		
雑	360,038	350,340	1,486		
調停	2,194	2,156			

ものには、会社更生事件(二二件、八八・〇%増)、再生事件(四四八件、六七・七%増)、抗告事件(一二二件、四七・一%増)、破産事件(二二、九五三件、一五・七%増)、人身保護事件(七件、五・五%増)、控訴審通常訴訟事件(二四二件、四・八%増)、控訴提起事件(五三七件、三・二%増)、雑事件(二〇、六六〇件、三・一%増)、などがあり、減少したのものには、手形・小切手訴訟事件(一、八七六件、三二・七%減)、共助事件(四三二件、一八・一%減)、借地非訟事件(七五件、一六・五%減)、再審事件(二九件、二二・二%減)、抗告提起事件(六一四件、九・〇%減)、調停事件(二〇五件、八・五%減)、配当等手続事件(五、

〇四九件、四・三%減、保全命令事件(一、三四四件、四・一%減)、強制執行事件(七、二二三件、四・一%減)、担保権実行としての差売事件(一、四五七件、一・九%減)、民事非訟事件(二二件、一・八%減)、過料事件(九二五件、一・六%減)、第一審通常訴訟事件(一、三〇九件、〇・八%減)、などがある。

なお、平成一三年四月に施行された改正民事再生法に基づく小規模個人再生事件の申立件数は、一、七三二件、同法に基づく給与所得者等再生事件の申立件数は、四、四七八件であり、平成一三年一〇月に施行された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく配偶者暴力に関する保護命令事件の申立件数は、一七一件となっている。

2 訴えの目的別内訳

第一審通常訴訟事件の訴えの目的別による内訳は、金銭を目的とするもの六四・五%(うち売買代金三・四%、貸金一〇・二%、立替金・求償金等六・一%、交通事故による損害賠償四・一%、その他の損害賠償一一・三%など)、建物を目的とするもの一七・〇%、土地を目的とするもの七・九%、人事を目的とするもの六・一%などとなっている。

3 訴額階級別内訳

第一審通常訴訟事件の訴額階級別による内訳は、三〇万円までのもの四・三%、三〇万円を超え九〇万円までのもの五・四%、九〇万円を超え二〇〇万円までのもの二五・八%、二〇〇万円を超え五〇〇万円までのもの二五・三%、五〇〇万円を超え一、〇〇〇万円までのもの二二・五%、一、〇〇〇万円を超え一億円までのもの一八・一%、一億円を超え一〇億円までのもの二・一%、一〇億円を超えるもの〇・一%、算定不能又は非財産権上のもの五・四%となっている。

二 控訴提起率

平成一三年の地方裁判所への控訴提起率(当該年の簡易裁判所の第一審通常訴訟事件判決数に対する簡易裁判所の控訴提起事件の新受件数の割合をいう)は、二二・二%となっている。

三 訴訟事件の処理状況

1 既済事由の内訳